

## 体外衝撃波結石破碎装置保守点検業務仕様書

京都市立病院における体外衝撃波結石破碎装置の保守点検業務について、地方独立行政法人京都市立病院機構を「甲」、受託者を「乙」として、次のとおり必要な事項を定める。

### 1 対象機器

体外衝撃波結石破碎装置（ドルニエ社製） ドルニエリソトリプターD/E

### 2 設置場所

京都市中京区壬生東高田町1番地の2 京都市立病院 北館2階 結石破碎室

### 3 契約期間

契約日から平成30年3月31日まで

### 4 契約条件

#### (1) 保守点検の内容は、次のとおりとする。

##### ア 定期点検及び衝撃波伝達水交換

乙は、契約期間中は常に契約機種を良好に使用できる状態を維持するため、年2回の定期点検及び定期点検時を含め、年2回の衝撃波伝達水交換を行うものとする。

##### イ 緊急時の修理

乙は、契約対象機器に故障が発生し、甲の通知を受けた場合には、速やかに点検、調整、修理等を行うこと。（24時間の受付かつ原則当日対応とし、やむを得ない事情のある場合のみ翌日対応とする。）

#### (2) 実施要領

ア 点検は、製造会社の定める定期点検整備項目に従って実施すること。

イ 乙は、点検等実施予定表を平成27年4月末までに甲の経営企画課へ提出すること。なお、実際の点検及び衝撃波伝達水交換の実施日時等については、病院の業務に支障のないよう甲乙協議のうえ、そのつど決定することとし、その内容は速やかに甲の経営企画課へ報告すること。

ウ 乙は、保守点検等が完了したときは、速やかに甲の担当者にその旨報告するとともに、所定の様式により報告書を提出すること。

なお、報告書の内容について確認を得たうえで、完了届を甲の経営企画課へ提出すること。

#### (3) 部品の交換

交換部品代金は、この契約に基づく保守点検料金に含むものとする。ただし、次のものについては、本契約に含まず甲の負担とする。

X線管球、イメージインテンシファイア、カメラ、モニター、EMSE

#### (4) 医療機器の立会い

「医療機器等における医療機器の立会いに関する基準」で制限される立会いについて、年5回までの立会いに関する費用が本契約に含まれるものとする。

#### (5) 支払条件

甲は、半期終了ごとに、二分割した委託料を乙の請求により支払う。

### 5 その他

この仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、甲乙協議のうえ、そのつど決定する。